

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（16教規程第15号）の一部を次のとおり改正する。

| 現 行  | 改 正 後   | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日<br/>16教規程第15号</p> <p>第1条～第9条 省 略</p> <p>第10条 学則第22条の規定により休学を許可された場合(命ぜられた場合を含む。)は、当該学生にかかる授業料につき次の算式によって算出した額を免除する。</p> $\frac{\text{授業料年額} \times \text{休学当日の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$ <p>2 省 略</p> <p>第11条～第42条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p> | <p>第1条～第9条 省 略(現行どおり)</p> <p>第10条 学則第22条の規定により休学を許可された場合(命ぜられた場合を含む。)は、当該学生にかかる授業料につき次の算式によって算出した額を免除する。<u>ただし、授業料の納入期限を経過した後に許可された休学の場合(授業料の徴収を猶予されている学生を除く。 )のその期の授業料については、免除しない。</u></p> $\frac{\text{授業料年額} \times \text{休学当日の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$ <p>2 省 略(現行どおり)</p> <p>第11条～第42条 省 略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略(現行どおり)</p> |     |